



チーバくん

特別高圧受電施設に入居する 中小企業者等の皆様へ

～ 千葉県特別高圧電気料金高騰対策支援金のお知らせ ～

千葉県では、特別高圧で受電している施設に入居する中小企業者等の皆様を対象となる支援金給付事業を実施しています。

申請手続きは裏面をご覧ください。

○ 対象者

特別高圧で受電している施設の中に事業所を有し、管理者等から有償で受電している中小企業者等。

※直接、電気事業者から特別高圧で受電している中小企業者等も対象となりますので、特設サイトを御確認ください。

○ 支給額

1事業者当たり最大5,000万円。
2023(令和5)年4月から9月までの
電気使用量に対して支援します。

月別の支援単価	
電気使用月	単価
4月～8月	3.5円/kWh
9月	1.8円/kWh

※施設の管理者等に支払う電気料金が定額等であっても、支援金の対象となる場合がありますので、コールセンターにお問合せください。

**例 月々の電気使用量が3,600kWhの場合
支給額は合計69,480円**

○ 申請受付期間

2024(令和6)年1月22日(月)まで

「中小企業者等」とは――

- ① 中小企業支援法第2条第1項に該当する会社又は個人
例) 資本金5,000万円以下又は常時使用する従業員数50人以下の小売業の事業者
- ② 一定の要件を満たす会社法の会社以外の法人

例) 常時使用する従業員数が300人以下のNPO法人、公益(一般)社団法人、公益(一般)財団法人、医療法人、社会福祉法人など

詳細は、特設サイトを御確認ください。

問合せ先

千葉県特別高圧電気料金高騰対策事業支援金事務局 コールセンター

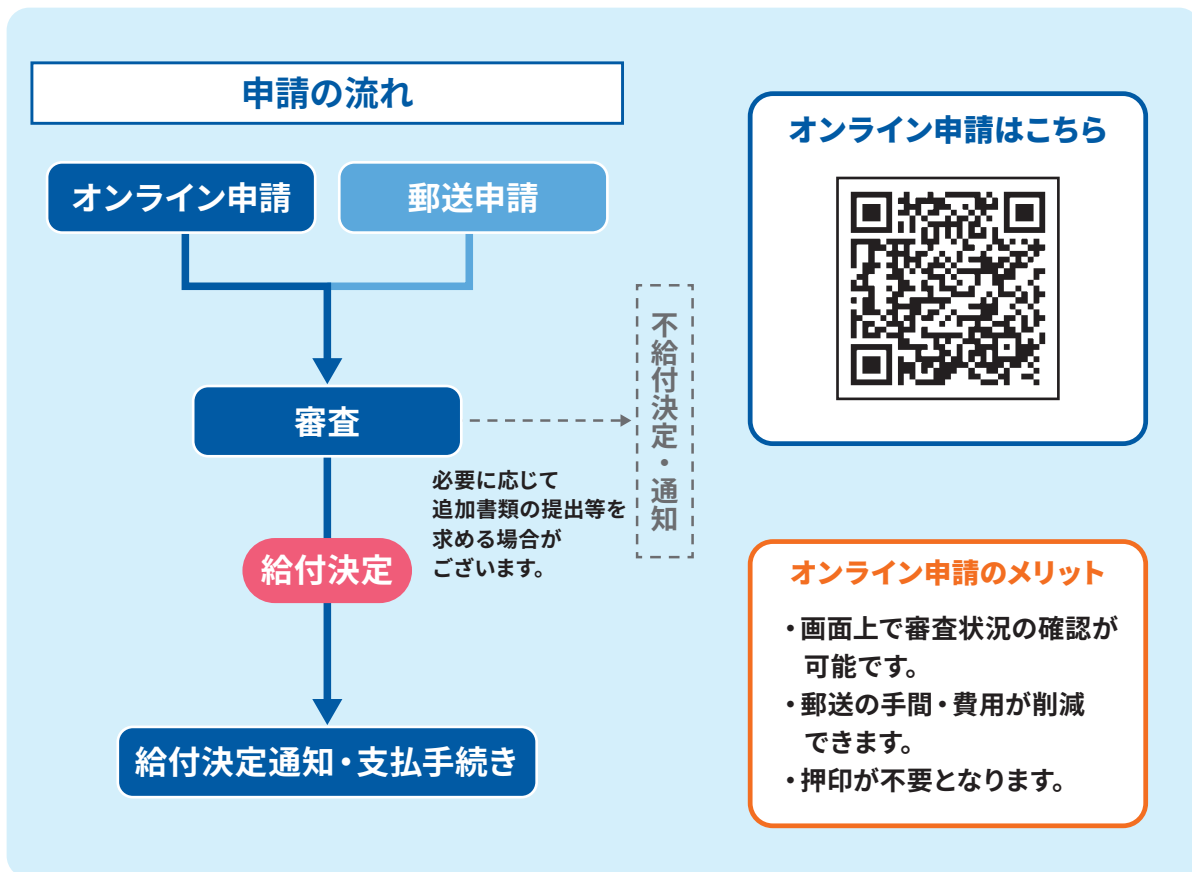
【電話番号】 **0120-687-561**

【受付時間】 9:00～17:00(土日祝、年末年始12月29日～1月3日を除く)

○ 申請手続き

千葉県特別高圧電気料金高騰対策事業支援金特設サイトから、オンラインでの申請をお願いします。オンラインでの提出が困難な場合には、郵送での提出も可能です。

<https://jimukyoku.site/chiba/koatsujuden/index.html>



○ Q&A

Q: 入居している施設が特別高圧電力で契約しているかわかりません。

A: 施設の管理者等にご確認ください。また、特設サイトで、事務局が特別高圧で受電していることを確認している施設一覧を公開しています。

Q: 1社で複数の特別高圧受電施設に入居しています。申請はどうしたらよいですか。

A: 事業所が複数ある場合は、事業所ごとの支援給付額を合算し、法人単位でまとめて申請してください。

Q: 本社が千葉県外にありますが対象になりますか。

A: 千葉県内に対象となる事業所がある場合は、支援対象になります。

Q: 個人事業主でも申請は可能ですか。

A: 可能です。